

熊本県公報

第 1 1 4 0 1 号

平成 18 年 5 月 1 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)	(") 1
○指定居宅サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)	(") 1
○指定介護老人福祉施設の指定	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定 (短期入所生活介護)	(") 2
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(") 3
公 告	
○事務所不確知業者に関する公告	(建 築 課) 3
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 3
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 4
○ " " " " " "	(") 4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(") 5
登 載 依 頼	
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会) 5
○個人演説会の指定施設の指定解除	(") 5
○個人演説会の指定施設の名称変更	(") 5

告 示

熊本県告示第 492 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアマネジメント事業所スマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 493 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
訪問介護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 494 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションスマイル 八代市郡築二番町 93 番地 2	有限会社勝寿会	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 495 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
和水町特別養護老人ホームきくすい荘 玉名郡和水町江田 4040 番地	和水町	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 496 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
和水町特別養護老人ホームきくすい荘 玉名郡和水町江田 4040 番地	和水町	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 497 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
木通医院 荒尾市荒尾 2005 番地 1	医療法人社団聖和会	平成 18 年 3 月 3 日

熊本県告示第 498 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
谷口医院 熊本市清水亀井町 20 番 15 号	医療法人社団仁竹会	平成 18 年 4 月 1 日
野川整形外科医院 荒尾市野原 126 番地	野川勉	平成 18 年 4 月 1 日
さくら病院 上益城郡益城町広崎 1445 番地 15	医療法人社団広崎会	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 499 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本菊陽 線	菊池郡菊陽町大字原水	前	24.0 ～ 25.0	18.8	廃道処分
		2064 番 2 地先から 同 所 2064 番 2 地先まで	後	22.8 ～ 24.0	18.8	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 1 日

熊本県告示第 500 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	住吉熊本線	合志市上庄	178.0	
		629 番 3 地先から 同 所 619 番 4 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 5 月 1 日

公 告

熊本県公告第 346 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 67 条第 1 項の規定により、事務所の所在地が確知できないため、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても、何ら申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

宅地建物取引業者

名 称 信不動産

代表者氏名 森 信孝

免許証番号 熊本県知事（1）第 4223 号

免許年月日 平成 13 年 11 月 22 日

熊本県公告第 347 号

宇城市下益城南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地

理事	嘉 悦 忠 敏	宇城市小川町北部田 1150 番地の 2
"	篠 塚 恭 治	宇城市小川町南小野 990 番地
"	篠 塚 裕	宇城市小川町南小野 1054 番地
"	谷 川 尚 大	宇城市小川町中小野 768 番地
"	村 上 泉	宇城市小川町北小野 586 番地
"	松 本 智 克	宇城市松橋町内田 837 番地
"	竹 上 洋 志	宇城市松橋町竹崎 714 番地
"	奥 村 徹	宇城市松橋町豊福 402 番地
"	福 富 篤	宇城市松橋町両仲間 1007 番地
"	門 口 恒 雄	宇城市松橋町西下郷 4186 番地の 1
監事	中 川 忠 義	宇城市小川町中小野 775 番地
"	右 山 健 美	宇城市松橋町両仲間 829 番地
就任		
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地
"	嘉 悦 信 次	宇城市小川町北部田 291 番地
"	篠 塚 恭 治	宇城市小川町南小野 990 番地
"	篠 塚 裕	宇城市小川町南小野 1054 番地
"	吉 田 豊 實	宇城市小川町中小野 913 番地
"	村 上 泉	宇城市小川町北小野 586 番地
"	松 本 智 克	宇城市松橋町内田 837 番地
"	林 田 徳 一	宇城市松橋町竹崎 1305 番地の 2
"	奥 村 徹	宇城市松橋町豊福 402 番地
"	福 富 篤	宇城市松橋町両仲間 1007 番地
"	上 田 光 秋	宇城市松橋町西下郷 776 番地
監事	坂 崎 改 輝	宇城市小川町中小野 96 番地
"	米 村 敏 勝	宇城市松橋町両仲間 704 番地の 2

熊本県公告第 348 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 4 月 11 日
- 2 名称
NPO 法人ジ・アース
- 3 代表者の氏名
米満 弘之
- 4 主たる事務所の所在地
球磨郡湯前町 1782 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者を中心に高齢者や子育てに渡る、広範な人に対するサービスを提供することで、相互のつながりを深めコミュニティ形成を促進することにより、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 349 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 4 月 12 日
- 2 名称
NPO 法人実り
- 3 代表者の氏名

- 黒崎 涼
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市泗水町永 2615 番地 104
- 5 定款に記載された目的
この法人は、この世に生まれた時から人は平等・公平に生きる権利があるという事を基本理念とし住み慣れた地域に目を向け、地域で共に生きる福祉を目指し、不特定多数の乳幼児から高齢者、障害者、健常者、老若男女を問わず、それぞれの人が生きる目的を持ち、相互互助の精神の基、博愛主義を忘れず仲間意識を認識し、「信用」と「信頼」そして「絆」を構築し、私達も福祉に携る仕事をする事で共に支えあいながら「生きがい」を見出し、不特定多数の人々が、安心して「生き生き」とした社会生活が送れるよう、全ての人々と協働作業を通して、保健、医療又は福祉の増進、人材育成人権擁護、及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする活動を行う。

熊本県公告第 350 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 4 月 11 日
- 2 名称
特定非営利活動法人熊本自由学園
- 3 代表者の氏名
米澤 房朝
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目 1 番 38 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高校中途退学者、長期欠席者、長期病気療養者等で高校卒業資格取得を望む者とその家族を支援するため、無料進路相談、広域通信制高等学校への転校紹介・手続き代行、学習指導、その他青少年の健全育成に関する支援事業を行う。また、生涯教育推進に係る活動を主催あるいは支援し、以て社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

登載依頼**熊本県選挙管理委員会告示第 15 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
宇城市	宇城市松橋総合体育文化センター	宇城市松橋町大野 85

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
宇城市	三角地区町民館	宇城市三角町三角浦 340-2

熊本県選挙管理委員会告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があった。

平成 18 年 5 月 1 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称		所 在 地
	変更前	変更後	
宇城市	大岳地区町民館	宇城市大岳地区市民館	宇城市三角町手場 2021-7
宇城市	郡浦地区町民館	宇城市郡浦地区市民館	宇城市三角町中村 1152
宇城市	三角町農村環境改善センター	宇城市農村環境改善センター	宇城市三角町戸馳 2861
宇城市	不知火町就業センター	宇城市農業就業改善センター	宇城市不知火町松合 168-1
宇城市	松橋町体育館	松橋体育館	宇城市松橋町松橋 430-1
宇城市	豊野町農業者トレーニングセンター	宇城市農業者トレーニングセンター	宇城市豊野町糸石 3029